

第31回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和3年1月27日

石巻市農業委員会

第31回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和3年1月27日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第 5 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 8 議案第 6号 石巻市標準農作業料金の設定について

日程第 9 議案第 7号 石巻市農業委員会が定める別段の面積の設定について

閉 会

出席委員（19名）

1番	安部秀逸	委員	2番	佐藤克美	委員
3番	三浦豊志	委員	4番	後藤久一	委員
5番	佐藤健悦	委員	6番	狩野利一郎	委員
7番	三浦孝一	委員	8番	佐々木洋	委員
9番	伏見晃也	委員	10番	大森香織	委員
11番	後藤嘉伸	委員	12番	高橋良一	委員
13番	高城邦秀	委員	14番	高橋千代恵	委員
15番	今野勝夫	委員	16番	遠藤章一	委員
17番	色川恭子	委員	18番	遠藤和祥	委員
19番	大橋邦雄	委員			

出席農地利用最適化推進委員（17名）

20番	山田信悦	委員	22番	木村和広	委員
23番	渥美浩晃	委員	24番	武山礼二	委員
25番	三浦和恵	委員	27番	山口修一	委員
28番	加納憲夫	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
32番	高橋信一	委員	34番	相澤逸夫	委員
35番	勝又功	委員	36番	榊田有司	委員
37番	西條健一	委員	38番	阿部正展	委員
39番	西條勲	委員			

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

21番	阿部勝	委員	33番	佐藤均	委員
-----	-----	----	-----	-----	----

事務局職員出席

勝又忠雄	事務局 局長	西城芳光	事務局 次長
齋藤敏幸	主 幹	阿部秀紀	主 査
村上浩則	主 幹	保理裕宣	主任 主事
山本万里	主任 主事	菅井泰弘	主任 主事

○勝又忠雄事務局長 ただいまから第31回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○勝又忠雄事務局長 総会開会に当たりまして、大橋会長からご挨拶を申し上げます。

○大橋邦雄会長 ー 挨拶 ー

○勝又忠雄事務局長 次に、総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務めることに定められておりますので、会長に議事を進めていただきます。

それでは、大橋会長、よろしく願いいたします。

午後1時39分 開会

○議長（大橋邦雄会長） それでは、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定により議長を務めさせていただきます。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は17名であります。佐藤均農地利用最適化推進委員、阿部勝農地利用最適化推進委員からは、欠席の報告がありました。定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大橋邦雄会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号7番三浦孝一委員、8番佐々木洋委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様にご覧がございまして。質疑がある方は、挙手の上、発言をお願いいたします。なお、農業委員の皆様は、議席番号とお名前をお願いいたします。また、農地利用最適化推進委員の皆様は、区域名とお名前をお願いいたします。

◎報告第1号～報告第5号

○議長（大橋邦雄会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告についてを議題といたします。

農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

去る1月15日金曜日、午後1時30分から午後1時45分まで、当会議室におきまして、農家相談委員会を開催いたしました。相談者はございませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま農家相談委員会委員長より、新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、同じく日程第2、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第5号 農地法

第5条第1項第7号の規定による届出についてまでを一括して上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がありますので、一括して上程いたします。

議案書は2ページから8ページになります。事務局より報告願います。

○村上浩則主幹 報告第2号を説明いたしますので、議案書2ページを御覧ください。

使用貸借の解約による通知について報告いたします。今月の受理件数は、農用地利用集積計画による売買のための解約が1件です。

次に、報告第3号を説明いたしますので、議案書3ページから5ページを御覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。今月の受理件数は7件で、解約の理由は農用地利用集積計画による売買のためが3件、公共買収のためが2件、耕作者変更のためが1件、借人の都合のためが1件です。

次に、報告第4号を説明いたしますので、議案書6ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。今月の受理件数は3件で、住宅敷地とするものが1件、通路、駐車場とするものが2件です。

次に、報告第5号を説明いたしますので、議案書7ページから8ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告いたします。今月の受理件数は4件で、住宅敷地とするものが2件、保育所敷地とするものが1件、資材置場、駐車場とするものが1件です。

以上でございます。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局から報告がありました報告第2号から報告第5号に対し、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございまして、報告第2号から報告第5号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案書は9ページから13ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○保理裕宣主任主事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、番号1番から順にご説明いたします。

番号1番は、譲渡人の耕作困難による売買であります。申請地は、田1筆、面積1,962㎡であります。

番号2番は、親戚間の贈与であります。申請地は、畑1筆、面積112㎡であります。

番号3番は、同じく親戚間の贈与であります。申請地は、畑1筆、面積2,233㎡であります。

番号4番は、子への一括贈与であります。申請地は、田及び畑26筆、合計面積2万7,860㎡であります。

番号5番は、子への一括贈与であります。申請地は、田及び畑19筆、合計面積1万2,529㎡であります。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会による事前審査の結果について、農家相談委員会、三浦孝一委員長より報告をお願いいたします。

○三浦孝一農家相談委員長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての事前審査結果についてご報告いたします。

去る1月15日に開催いたしました農家相談委員会におきまして、農地法第3条の規定による許可申請について事前審査を行いました。1月の案件は、売買による所有権移転1件、贈与による所有権移転が4件、合計5件の申請がありました。このため、農地法第3条の許可要件につきまして、申請書類及び1月13日に各地区の農業委員並びに事務局職員により実施いたしました農地調査報告書などに基づき審査した結果、いずれも適正なものと判断をいたしました。

以上を報告申し上げます。ご審議のほうよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案5件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案5件について、願い出のとおり許可を与えることに決しました。

◎議案第2号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は14ページから16ページになります。事務局より議案の内容について説明を願います。

○阿部秀紀主査 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご説明いたします。

番号1番、変更内容は、令和元年8月13日付宮城県（東振）指令第290号で太陽光発電施設として許可を取得しましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で当初の計画どおりに資材等を確保する

ことが困難となったため、太陽光発電施設の規模を縮小するものです。

番号2番、変更内容は、令和2年11月16日付宮城県（東振）指令第446号で現場事務所、駐車場として許可を取得しましたが、市発注の下水道工事において事業内容の変更契約に伴い完成工期が延長となったため、転用期間を延長するものです。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長から現地調査並びに許可基準に基づいた申請書の検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見についてご報告申し上げます。

1月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け、現地調査等を行いました。現地調査等を踏まえ、許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長より検討結果について報告がございましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案2件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案2件について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第3号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は17ページから18ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○阿部秀紀主査 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、農機具置場として自己転用するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。なお、既に利用されていることから、始末書が提出されております。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

1月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書及び始末書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案について許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案書は19ページから25ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○阿部秀紀主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

番号1番、転用目的は、コンビニエンスストア店舗として賃借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号2番、転用目的は、ガソリンスタンド、洗車場として賃借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号3番、転用目的は、携帯電話基地局の建設工事として、賃借権を設定し一時転用するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

番号4番、転用目的は、携帯電話基地局の建設工事として、賃借権を設定し一時転用するものです。農地区分は、農振農用地区域内ですが、一時転用の例外規定が適用されると判断されます。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より現地調査並びに許可基準に基づいた検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

1月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、事務局から説明を受け現地調査を行いました。現地調査を踏まえ、許可基準に基づいて申請書の内容を審議した結果、申請案件について許可相当なものとは判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、原案のとおり許可相当の意見を付して宮城県に進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案4件について、許可相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

◎議案第5号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は26ページから47ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

別添、令和2年度農用地等利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきます。

今月の受付件数は、利用権設定25件、135筆、約15.1ha、所有権移転10件、38筆、約2.9ha、合計35件、173筆、約18haでございます。

利用権設定25件で、番号1番から番号23番、貸手から認定農業者へ直接農地集積を図る案件、番号24番、25番、宮城県農地中間管理機構が農地中間管理事業を行うための案件となっております。

貸借期間、5年から10年。

10a当たりの賃借料、金銭によるもの、田、8,000円から1万5,000円、畑、5,000円となっております。米による物納、60kgから90kgとなっております。

所有権移転10件で、認定農業者への所有権移転であり、10a当たりの単価9万8,000円から45万円で

の売買となっております。

以上の説明となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、伏見晃也委員長より検討結果について報告をお願いいたします。

○伏見晃也農地調査委員長 それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

1月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、農業経営基盤強化促進法に基づき申出のありました農用地利用集積計画について検討いたしました。

利用権の設定を受ける者及び所有権の移転を受ける者は、いずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者であります。

検討した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、利用権設定の25件及び所有権移転の10件について異議がないことを確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） 初めに、利用権設定について審議をいたします。

議案書は26ページから41ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定25件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案利用権設定25件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議をいたします。

議案書は42ページから47ページになります。ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転10件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案所有権移転10件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第6号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第8、議案第6号 石巻市標準農作業料金の設定についてを議題といたします。

議案書は48ページ及び別紙1になります。事務局より議案の内容について説明願います。

○保理裕宣主任主事 議案第6号 石巻市標準農作業料金の設定についてご説明いたします。

標準農作業料金の設定につきましては、経営基盤強化促進法に基づく石巻市の基本構想及び宮城県の農作業標準賃金額等設定要領などを踏まえまして、毎年策定し、農家に周知しているところでございます。

今回令和3年度適用の石巻市標準農作業料金の設定につきましては、県が求めております広域を単位とする作業料金設定の観点から、東松島市及び美里町農業委員会事務局との3者合同で検討作業を行い、その素案を基に昨年12月18日、宮城県石巻農業改良普及センター、いしのまき農協、出し手並びに受け手の農業者の代表、そして石巻市農業委員会会長ほか農業委員の代表で組織する石巻市標準農作業料金検討協議会におきまして検討を重ね、別紙1のとおり提案するものでございます。

では、別紙1を御覧いただきます。表が令和3年度適用の標準農作業料金案、裏側には参考資料として令和2年度適用の標準農作業料金表を比較しやすいように掲載しております。今回の作業料金設定に当たりましては、東松島市のほか、近隣の農業委員会である大崎市、登米市、涌谷町及び美里町などの標準農作業料金表も参考に見直しを行ったものでありまして、その概要をご説明いたします。

まず、一般的な見直しでは、1点目にコロナ禍での経済情勢及び農作業機械の価格動向などを踏まえまして、原則として雇用賃金及び機械作業料金とも前年度と同額の据置き措置としております。

2点目は、これまで10a当たり機械作業料金の対象農地を未整備田の10a区画と圃場整備の2本立ての表示をしておりましたが、国のマニュアル、県の設定要領に基づきまして、区画整理済みを標準とする消費税込みの標準額に改めたものでございます。

なお、既に県内18市町村で同様の見直しを行っておりますとともに、今回東松島市も標準額に一本化する予定でございます。

次に、個別の見直しについてご説明いたします。1点目は、利用頻度が低い作業機械、例えばバインダーとかハーベスターの削除でございます。

2点目が、かねてから設定要望が多い乾田直播作業料金の新規設定でございます。新規設定に当たっては、現在乾田直播を受託している個人、法人からの意見を踏まえまして、作業料金に反映する作業工程を播種床の造成、播種、鎮圧、入水前の除草1回散布までの一連請負作業までとし、種もみ、薬剤代は別途加算するものでございます。

なお、作業料金を活用する際の注意事項として、料金表の枠外に注2として、作業料金算定の目安とした作業機械4種類を明示、これ以外に使用する機械があれば受委託双方の協議により作業料金を別途決めていただくものでございます。

次に、3点目が草刈り作業料金の単位変更でございまして、近年の圃場整備の大区画化に伴う自走草刈り作業機械普及などを踏まえまして、畦畔草刈り作業をこれまでの10a単位からメートル単位に変更するものでございます。

次に、4点目は、便宜上これまで春と秋の一貫作業料金を掲載しておりましたが、受託する農家によっては作業回数の違いや一律な反収の設定による一貫作業料金の在り方について、受委託双方から指摘や相談を受けまして、これまでの一貫作業料金の掲載をやめ、各個別作業料金の積み上げ方式とするものでございます。

次に、5点目が圃場の大区画化に伴って需要が多い液剤散布用機械であるブームスプレヤの新規設定でございます。

最後に、その他としまして、昨年10月から消費増税分の改定漏れ箇所がありまして、具体的な見直しした箇所でございますが、料金表の内容欄に記載されている別途追加料金に消費増成分を加えたものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がありますので、採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案石巻市標準農作業料金の設定については原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号

○議長（大橋邦雄会長） 次に、日程第9、議案第7号 石巻市農業委員会が定める別段の面積の設定についてを議題といたします。

議案書は49ページになります。事務局より議案の内容について説明願います。

○齋藤敏幸主幹 議案第7号 石巻市農業委員会が定める別段の面積の設定についてご説明いたします。

耕作を目的に農地の権利を取得する場合、農地法第3条に基づく許可が必要であり、この許可要件の一つであります50aの下限面積要件に関し、新たな別段面積の設定もしくは現行の別段面積の必要性について審議をお願いするものであります。

まず、農地法施行規則第17条第1項の適用については、現行の別段の面積10aが設定されている旧荻ノ浜村、旧雄勝町及び旧牡鹿区域の設定変更は行いません。理由といたしましては、農地基本台帳による統計において、10a未満の農地または採草放牧地を耕作または養畜の事業に供している世帯が同総数の4割ほどなどの基準を超えているためであります。

次に、農地法第17条第2項の適用については、新たな別段面積の設定を行いません。理由といたしましては、農地法第30条の規定に基づく令和3年度農地利用状況調査の結果、管内の遊休農地の割合

は約1.2%であり、直ちに別段の面積の設定が必要とは言えない現状であるためであります。

説明は以上となります。

失礼いたしました。農地法第30条の規定に基づく令和3年のところを2年度の誤りでした。

説明は以上となります。

○議長（大橋邦雄会長） ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案は原案のとおり設定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋邦雄会長） ご異議なしと認め、本案石巻市農業委員会が定める別段の面積の設定については原案のとおり可決することに決しました。

◎閉 会

○議長（大橋邦雄会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして第31回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時12分 閉会